石川県行政書士会 事務所の設置に関する指針

1. 事務所設置の基本原則

- (1) 行政書士業務を行うための事務所を1か所設置しなければならない。
- (2) 個人開業行政書士は2か所以上の事務所を設けてはならない。
- (3) 使用人行政書士及び社員行政書士は業務を行うための自己の事務所を設けることはできない。
- (4) 他士業と兼業の場合、行政書士事務所と他士業事務所は同一場所に設置しなければならない。

2. 事務所の適格性

- (1) 行政書士事務所として使用する権原を有していること。
- (2) 公営住宅や賃貸住宅などは事務所の設置が認められていない場合があるため、建物使用上の制限の有無に注意すること。
- (3) 行政書士事務所であることを不特定多数の人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に事務所を設置しなければならない。
- (4) 事務所には行政書士事務所であることを明らかにした表札を掲示しなければならない。
- (5) 事務所の管理に責任を持ち、正常な利用、運営を図らなければならない。
- (6)業務取扱上の秘密を保持できるよう、明確な区分を設け、事務所としての独立性 を確保しなければならない。

3. 自宅に事務所を設置する場合の注意事項

- (1) 居住スペースと事務所スペースは明確に区分しなければならない。
- (2)業務取扱上の秘密を保持するため、事務所スペースに家族が容易に立ち入ること のないよう適切な対策を講じること。

4. 他の法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合の注意事項

- (1) 行政書士業務を行うための事務所として独立した一室を設け、他の法人等と明確に区分して独立性を確保しなければならない。
- (2)独立した一室を設けることができないやむを得ない事情がある場合は、その他の方法によって独立性を確保し、他の法人等と明確に区分されていなければならない。
- (3) 一般の利用者を拒むことのないよう、行政書士事務所であることを認識できるようにしなければならない。
- (4) 行政書士業務が他の法人等の支配に服さず、独立した事務所としての機能が確保されていなければならない。
- (5)業務取扱上の秘密を保持するため、行政書士事務所の文書等を他の法人等の文書等と混同して保管することがないよう適切に管理しなければならない。